

## 労働者派遣事業セルフチェックリスト（派遣元事業所向け）

◎労働者派遣事業について、以下の設問に沿って自主的 point 検してみてください。  
実績がない場合でも、理解を深めるうえで、point 検してみることも可能です。

27改正 は27年法改正により追加された項目です。

適正な業務運営について		
1	建設業務、港湾運送業務、警備業務、病院等における医療の業務に労働者派遣を行っていない。	はい ・ いいえ
2	派遣先による派遣労働者の性別や年齢の指定や事前面接の要求など、派遣労働者を特定する行為に協力していない（紹介予定派遣の場合を除く）。	はい ・ いいえ
3	貴社との雇用関係終了後に派遣労働者が派遣先に雇用されることを禁じるような契約を、派遣先や労働者と締結していない。	はい ・ いいえ
4	派遣労働者との労働契約はすべて、31日以上期間があり、かつ、労働契約期間内の就労時間の合計を週単位の換算した場合に、概ね20時間以上ある（日雇派遣の原則禁止の例外の場合を除く）。	はい ・ いいえ
5	日々又は30日以内の労働契約で雇い入れた労働者を派遣（日雇派遣）する場合、原則禁止の例外にあたることを確認し、確認書類などの記録をしている。	はい ・ いいえ
6	離職後1年以内の派遣労働者を、元の勤務先の事業者に対して派遣していない（60歳以上の定年退職者を除く）。	はい ・ いいえ
7	関係派遣先（グループ企業）に対する派遣（60歳以上の定年退職者を除く）の総労働時間が、一事業年度の全派遣労働者の総労働時間の100分の80以下となっている。	はい ・ いいえ
<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">8 27改正</span>	派遣先事業所単位の期間制限及び派遣労働者個人単位の期間制限を超えての派遣は行っていない。	はい ・ いいえ
9 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">一部27改正</span>	派遣先や派遣労働者などに対して、教育訓練の内容や雇用安定措置の実施状況等の情報提供を行っている。 特に、マージン率については、常時インターネットの利用などにより、派遣労働者等に対し必要な情報提供を行っている。	はい ・ いいえ
10	労働者派遣事業報告書・関係派遣先割合報告書を提出している。	はい ・ いいえ
11	役員・派遣元責任者等の変更があった場合、労働局に届け出ている。	はい ・ いいえ
12	<旧特定労働者派遣事業の派遣元事業主のみへの設問> 期間の定めのある労働契約の労働者を派遣している場合に、その労働者は1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者である。	はい ・ いいえ

労働者派遣契約について		
13	派遣可能期間の制限を受ける労働者派遣を行う場合に、労働者派遣契約の締結にあたって派遣先から事業所単位の抵触日の通知を受けている。	はい ・ いいえ
14	労働者派遣契約の締結にあたっては、派遣法及び施行規則に定められたすべての事項を漏れなく定め、かつ書面に記載している。	はい ・ いいえ
15	就業日や就業時間について、シフト表や派遣先カレンダーによる場合は、労働者派遣契約にそれらの資料が添付されている。	はい ・ いいえ

16	労働者派遣契約には、派遣先の都合で中途解除する際に、「労働者派遣契約の解除を事前に申し入れること」、「派遣先における就業機会を確保すること」これができなければ「休業手当及び解雇予告手当に相当する額以上の額について損害賠償を行うこと」が、すべて定められている。	はい ・ いいえ
----	---	----------

派遣元事業主の講ずべき措置について		
17	労働者を派遣労働者として雇入れようとするときや、すでに雇用している労働者を新たに労働者派遣の対象とするときには、あらかじめその労働者にその旨を明示している。	はい ・ いいえ
18	派遣労働者になろうとする方に対し、派遣労働者として雇用した場合における賃金の見込みや、その他の待遇に関する事項などについて説明している。	はい ・ いいえ
19	設問18の説明にあたって、賃金の見込みについては、書面、FAX、メールのいずれかの方法（書面の交付等）により説明している。	はい ・ いいえ
20 27改正	賃金の決定などの待遇については、派遣先の同種の業務に従事する労働者との均衡を考慮して決定するよう配慮している。 また、派遣労働者から求めがあった場合は、考慮した内容を本人に説明している。	はい ・ いいえ
21	新たに労働者派遣をするとき及び契約更新により続けて労働者派遣をするときには、派遣労働者に対して、あらかじめ労働者派遣契約に定められた就業条件などを明示している。	はい ・ いいえ
22	設問21の就業条件の明示は、書面（労働者が希望する場合はFAX又はメール）により行っている。	はい ・ いいえ
23	派遣労働者に対して、雇入れ時及び派遣開始時に、書面、FAX、メールのいずれかの方法（書面の交付等）により派遣料金額の明示を行っている。	はい ・ いいえ
24 27改正	有期雇用の派遣労働者のうち、派遣先の同一組織単位への派遣が3年に達する見込みのある方に対し、派遣終了後の雇用を継続させるための措置（雇用安定措置）を講じている。	はい ・ いいえ ・ 有期雇用派遣労働者はいない
25 27改正	有期雇用の派遣労働者のうち、派遣先の同一組織単位に1年以上派遣される見込みのある方、及び派遣元事業主に雇用された期間が通算1年以上の方（設問24の対象者を除く）に対し、雇用安定措置を講じるよう努めている。	はい ・ いいえ ・ 有期雇用派遣労働者はいない
26 27改正	派遣労働者のキャリアアップを図るため、段階的かつ体系的な教育訓練及び希望者に対するキャリア・コンサルティングを実施している。	はい ・ いいえ
27 一部27改正	派遣先へ派遣労働者の氏名等を通知する際に、派遣法、施行規則及び指針に定められた事項のみを通知している。 また、社会・労働保険の加入確認書類として、本人の同意を得た上で被保険者証の写し等を派遣先に提示している。	はい ・ いいえ
28	社会・労働保険の適用基準を満たす派遣労働者はすべて加入させている。	はい ・ いいえ
29	物の製造の業務に派遣を行っている場合、その旨を記載した届出書を提出しており、また派遣労働者の雇用管理体制の一層の充実を図るため、「製造業務専門派遣元責任者」を選任している。	はい・いはい・ 製造業務派遣はない
30	派遣法及び施行規則に定められた事項をすべて記載した派遣元管理台帳を、派遣労働者ごとに作成している。	はい ・ いいえ

お疲れ様でした！すべて「はい」に〇がつかいましたか？回答編に根拠法令を示していますので、ぜひ確認してください！